

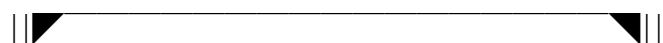


こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

9 月も半ばを迎え、日中はまだ暑さが残るものの、朝夕には少しずつ秋の気配が感じられる頃となりました。

季節の変わり目で体調を崩しやすい時期但也有りますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

今回は「営業秘密」をテーマにギモンとその解決策についてご紹介しておりますので、是非ご一読ください。



私のギモンも解決！知財 Q&A vol.7



☎ テーマ：営業秘密 ☎

執筆者：箱守 英史 弁護士（知財ネット）

Q 質問者：

当県では、最高級イチゴを生産するための環境制御データ（栽培ノウハウ）について研究してきました。このたび、AI とセンサーを用いて好適な栽培ノウハウを見つけ出すことができました。この情報をどのように管理したらよいでしょうか。この種のデータを参考資料として農家に提供したところ、いつの間にか海外に流出していた、というような話も聞いたことがあります。

長期間の研究の成果なので誰にでも使わせるわけにはいきません。その一方で、当県の農業の振興のために、意欲のある農家と栽培ノウハウを共有していく必要もあるとも考えています。

(1) 営業秘密として保護されるための要件

質問者：このような栽培ノウハウは不正競争防止法の営業秘密になると聞いたことがあります。

弁護士：不正競争防止法上の「営業秘密」になる可能性はあります。「営業秘密」として認められるためには 3 つの要件を満たさなければなりません。つまり、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の三つの要件を満たすように栽培ノウハウを管理しなければなりません。

質問者：営業秘密と認められることで、どのようなメリットがあるのでしょうか。

弁護士：営業秘密を盗んだり、不正な利益を得るために営業秘密を売却したりする行為などが不正競争になります。営業秘密の保有者は不正競争行為を止めさせたり、損害賠償を請求したりすることができます。

質問者：なるほど。営業秘密が拡散してしまうのを防ぐことができそうです。

弁護士：ですから、栽培ノウハウが営業秘密として保護されるようにしておくといよいでしょう。ただし、拡散が進んでからの対応では、営業秘密性が失われていると判断されるおそれがあるため、早期の対応が必須です。なお、栽培ノウハウが発明に該当するようであれば、特許としての保護を求めることも検討してみてください。特許の場合には、皆に出願内容が知られることになりますが、独占権として一定期間、強い保護を受けることができます（*1）。

（2）秘密管理性の要件の留意点

質問者：今回は温度、湿度、二酸化炭素濃度などの栽培条件のノウハウですので、特許をとるのは難しいかなと考えています。営業秘密として保護されるようにしたほうがよさそうです。営業秘密の三つの要件のうち、特に気を付けた方がよいことはありますか。

弁護士：営業秘密の要件のなかで特に検討が必要なのは、①秘密管理性です。②有用性は事業活動に有用なものであればよいので、今回は特に問題にならないでしょう。③非公知性は営業秘密が一般的に知られた状態になっていない状態、又は容易に知ることができない状態をいうとされています。研究成果を学会やホームページ等で発表していないのであれば、大丈夫でしょう。

相談者：では、秘密管理性では何が問題になるのですか。

弁護士：秘密管理性が認められるためには、「営業秘密保有者の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要がある」と言われたりします（*2）。要するに、「これは秘密情報である」と分かるようにしておいてください、ということです。

相談者：後になって、「あれは秘密情報だったんだ」と言われても困りますものね。ただ、秘密管理措置というと厳重な管理が必要になりそうですね。

弁護士：これは鉄壁の秘密管理をしてくださいという意味ではありません。具体的な秘密管理措置の内容や程度は企業の規模や業態などの個別具体的な事情によって異なると言われています。その情報に接した人が秘密情報であることが分かるようにしておくという点から考えてみてください。栽培ノウハウを他の情報と区分して管理することが重要でしょう。また、研究をしているほ場への立ち入りを制限するといったことも考えられます。ただ、農業分野の特殊性として、秘密情報がある場所を特別扱いしてしまうと、却ってそこに何か秘密情報があることに気付かれやすくなり、情報流出のリスクを高めるおそれもあります（*3）。このあたりは、工夫が必要ですね。

（3）栽培ノウハウを共有する場合

相談者：分かりました。検討してみます。ところで、栽培ノウハウを農家と共有する場合はどうすればよいですか。農家に教えてしまうと、非公知性の要件が問題になるようにも思いますが。

弁護士：これは適切に守秘義務を課しておけば大丈夫です。秘密として扱われていたことになるからです。注意してほしいのは、指導員などが善意で栽培ノウハウを教えてしまうことです。秘密保持義務を負っていない人に栽培ノウハウを伝えてしまうと、拡散してしまうおそれがあります。悪

気はなくても、由々しき事態となりかねません。

相談者：分かりました。ただ、一部の農家にはノウハウを共有したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

弁護士：栽培ノウハウを共有する人的範囲を定めて秘密保持契約などの適切な管理措置をとるようにしてください。それから、秘密にしておくべきノウハウをうっかり提供することのないように、秘密にしておくべき、あるいは、一定の範囲でだけ共有するノウハウや技術と、皆で共有してよいノウハウや技術とをきちんと区別しておいてください（*4）。

相談者：ありがとうございます。上の者とも相談してやってみることにします。

弁護士：そのほかにも、県ではいろいろな研究データなどを保有しているはずですが。この機会に、その種の情報の「棚卸し」と「管理状況のチェック」をしてみたいはいかがでしょうか。

*1: 農林水産省「農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き」39-50 頁（平成 31 年 3 月、改訂令和 8 年 3 月）

(<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>)

*2: 経済産業省「営業秘密管理指針」8 頁（平成 15 年 1 月 30 日、最終改訂令和 7 年 3 月 31 日）(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>)

*3: 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」19-20 頁（令和 4 年）

(<https://pvp-conso.org/wp-content/uploads/2023/09/5e8cde99a6eef1663413e62fd5a44631.pdf>)。

*4: 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム・前掲注 3)17-18 頁。

< 次回の配信予定 >

テーマ：組成した個別ネットワークのご紹介

配信時期：9 月 30 日頃

< メルマガのバックナンバー >

下記 HP よりこれまで配信された全てのメルマガをご覧ください。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。